

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり 防犯に関する指針の概要

1. 学校等及び通学路等における子どもの安全確保に関する指針

策定主体	知事、教育委員会及び公安委員会が共同して策定
目的・対象	学校設置者等、保護者、地域住民等に対し、子どもの安全を確保するために必要な方策等を示し、学校等及び通学路等における子どもの安全確保を図ることを目的とする。
指針の位置づけ	管理体制、地域の実情等に応じて運用する。 社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直す。

◎主な規定内容（具体的方策等）

※赤字 改正箇所

1) 学校等における子どもの安全確保

①教職員等の危機管理意識の高揚と体制の整備
・防犯訓練等の実施、危機管理マニュアル策定等

②不審者侵入防止対策

- ・門の施錠、周辺パトロール、侵入禁止立看板設置
- ・必要に応じて防犯カメラ等の防犯設備の設置を検討、設置する場合録画機能を有する装置の使用、運用基準の制定、プライバシーの保護
- ・受付名簿への記入、来訪者証の着用要請
- ・被害を未然に防止するための用具等の点検整備

2) 通学路等における子どもの安全確保

①安全点検と要注意箇所の周知

- ・安全な通学路の設定、定期点検実施、
- ・安全マップ作成を通じた地域との情報の共有化

②登下校時の安全確保

- ・登下校時間、日没時間、低学年児童等への配慮
- ・あいさつ、声かけ、安全パトロールの実施

3) 緊急時の対策等

①速やかな伝達システムの確立

- ・防犯ブザー等の活用、携帯電話等を利用した通報
- ・近隣学校等への連絡

②適切な避難・誘導の展開等

③実践的な防御・退避スキル等の習得

- ・防犯訓練を通じた子どもへの適切な指導

4) 子どもへの安全教育の充実等

①学校等での安全教育

- ・道徳教育など「心の教育」の充実
- ・誘拐、連れ去りへの対処法等の指導

②家庭及び地域における安全教育

- ・善悪の判断能力育成
- ・子どもを守る大人の危機管理意識向上

5) 関係機関・団体との連携体制の整備等

- ・適切な役割分担・連携・協調 ・情報共有

6) 土日及び祝祭日等における子どもの安全確保

通学路等の安全確保に準じ、地域ぐるみで子どもを守り育てられるよう配慮

「子ども」とは 乳幼児、児童及び生徒
 「学校等」とは 幼稚園、小・中・高等学校等の学校や保育所等の児童福祉施設等
 「学校設置者等」とは 学校等を設置し、又は管理する者
 「通学路等」とは 子どもが通園通学の際に利用する道路、広場等